

公益社団法人 日本文藝家協会「文學者之墓」管理運営内規（改定版）

（平成 24 年 4 月施行）

（設立趣旨）

第 1 条 日本文藝家協会（以下「協会」）は、死去の時まで協会の正会員であった者の為に「文學者之墓」を設け、墓所を提供する。墓所には、正会員本人と、希望により配偶者（家族）及びそれに準ずる者も 1 名に限り遺骨等を埋葬することができる。

2 「文學者之墓」は、文学碑として一般にも公開し、公益に供する。

（目的・総則）

第 2 条 本内規は、協会が設ける「文學者之墓」に関する運営基準を定め、適正な管理運営を行うことを目的とする。

2 「文學者之墓」に登録手続きをする者は、この内規の定めるところに従う。

3 「文學者之墓」の管理運営は、協会理事会がこれにあたり、実務の執行は文学者支援委員会及び協会事務局がこれを行う。

（所在地）

第 3 条 「文學者之墓」は、協会が財団法人富士霊園（静岡県駿東郡小山町大御神）より貸与を受けている同園内の文学碑公苑内に設ける。

（「文學者之墓」の範囲）

第 4 条 「文學者之墓」は、墓碑と遺骨等を埋葬するカロウトのことを指す。

（墓前祭）

第 5 条 協会は年に一度、「文學者之墓」墓前で墓前祭を執り行う。

（登録手続き者の資格）

第 6 条 正会員及び死去の時まで正会員であった者は、「文學者之墓」に登録する資格を有する。死去の時まで正会員であった登録者の配偶者（家族）及びそれに準ずる者は協会の準会員となることを条件として、正会員の生前の遺志、手続き者の希望により登録の手続きができる。

2 生前手続き

正会員は、本人の希望により生前に登録の手続きができる。本人死去の場合は、配偶者（家族）及びそれに準ずる者により、本条 1 項同様の手続きができる。手続きをした正会員が止むなく退会する場合は、別に定める「文學者之墓登録者特別名簿」（本内規文末の付録「文學者之墓登録者特別名簿」内規による）に必ず登録の手続きをしなければならない。

3 正会員外の没後登録

正会員外で、生前に文芸的著作物があり、「文學者之墓」に登録するに値する者であると常務理事会が承認した者は、本人の没後、配偶者（家族）及びそれに準ずる者が協会準会員となることを条件に登録の手続きをすることができる。

4 手続きの資格において、配偶者（家族）及びそれに準ずる者の内「それに準ずる者」とは、理事会の承認を得た者である。

（登録手続きの受付）

第7条 「文學者之墓」の登録手続きの受付は、年に一度、協会事務局で行う。

2 手続きをする正会員、準会員は、所定の申込書に必要書類を添え、所定の負担金・管理費を納入しなければならない。

3 手続き者は、その住所等登録記載内容に変更のあった場合は必ず協会に届け出なければならない。

（墓碑の刻字）

第8条 刻字は年に一度、登録手続きに基づき墓前祭に合わせて刻字する。

2 墓碑には、筆名、代表作品（一篇）、没年月日（西暦）、享年（満年齢）を刻字する。

（1）筆名）本名と筆名が異なる場合は、「文學者之墓」の性格上、筆名とする。書体は、標準的な書体を用いるが、旧字・異字体は申し出により対応する。生前手続き者の筆名は、原則として朱字で刻字し逝去後に黒字とする。

（2）代表作品名）書体は筆名と同様とする。生前手続きの場合は、生前、逝去後のいずれでも刻字できる。

3 同葬を希望する配偶者（家族）及びそれに準ずる者1名の刻字は、希望により、裏面に限り氏名、没年月日（西暦）、享年（満年齢）を刻字することができる。但し、刻字費用はその遺族及びそれに準ずる者の別途負担とする。

（埋葬方法）

第9条 埋葬は、墓前祭の当日、及び配偶者（家族）及びそれに準ずる者が日時を決め協会に通告し、承認を受けた日であれば、富士霊園の休園日を除いて埋葬することができる。

2 埋葬費用は、富士霊園に支払う実費を手続き者が負担する。

3 埋葬は、正会員の生前の遺志、手続き者の希望によって、遺骨を全部埋葬する、分骨を埋葬する、遺品を納める、何も入れない、を選択することができることとする。

4 遺骨の埋葬においては、所轄官庁の発行する埋葬許可証を富士霊園に提出しなければならない。

5 埋葬する骨壺の大きさは、6寸（直径約18cm）までとする。独自で作成の

骨壺を使用する場合も直径6寸までとする。(カロウトは、横・約80cm×奥行・約54cm×高さ・約36cmのスペースである。1カロウトに、会員6名とその配偶者(家族)及びそれに準ずる者1名までを含めた、最大12名の骨壺を納めることのできる共同墓地である)

6 配偶者(家族)及びそれに準ずる者の埋葬も、前項に準ずる。

(改葬)

第10条 協会及び富士霊園は、所轄官庁の発行する改葬許可証によって改葬を認める。改葬費用は、すべて手続き者の負担とする。手続き者は、改葬後も継続し準会員とならなければならない。

(負担金)

第11条 手続き者は、協会所定の負担金を登録手続き時に協会に支払わなければならない。

2 負担金には、刻字代、補修積立金、建設費の一部負担金、富士霊園に支払う霊園管理費が含まれる。

3 没後登録の手続き者は、別途、死後登録負担金を支払った上で、本条1項同様の手続きをする必要がある。

4 手続き者は、特別の理由がない限り、一旦支払った負担金の返還を求めることはできない。

5 負担金の額の改定は、理事会の承認を得て行うことができる。

(永年管理費)

第12条 手続き者は、協会所定の負担金とは別に協会所定の「文學者之墓」永年管理費を登録手続き時に協会に支払わなければならない。

2 手続き者は、特別の理由がない限り、一旦支払った管理費の返還を求めることはできない。

3 管理費の額の改定は、理事会の承認を得て行うことができる。

(会計)

第13条 「文學者之墓」の管理運営に係る費用は、登録者負担の預り金会計から支出し、協会事業活動支出とは分離した独立会計とする。

2 「文學者之墓」の管理運営に係る費用は独立会計とするが、新規に墓碑増設等で必要が生じた場合は理事会の承認を得て協会が一時立替えすることができる。

(登録手続き者死去の場合の届け)

第14条 登録手続き者が死去した際は、配偶者(家族)及びそれに準ずる者が必ず協会に届け出をなし、配偶者(家族)及びそれに準ずる者が、引き続き代々

準会員となって手続きをしなければならない。

2 準会員が止むなく退会する場合、第6条第2項に定める生前登録者の退会同様、「文學者之墓登録者特別名簿」（本内規文末の付録「文學者之墓登録者特別名簿」内規による）に必ず登録の手続きをしなければならない。

（不可抗力による事故の責任）

第15条 協会は、「文學者之墓」が天変地異等不可抗力或いは第三者の行為に因って損害を蒙った場合、その責任を負わない。

（基準に定めない事項・基準の改廃、特例の承認）

第16条 本内規に定めのない事項については理事会がこれを定め、本内規を改正する場合は理事会の議決を経る必要がある。

（附則）

- 1 本内規は平成22年3月2日より施行する。
- 2 本内規改定版は平成24年4月1日より施行する。

「文學者之墓登録者特別名簿」内規

（目的）

第1条 この内規は、「文學者之墓」管理運営内規（以下「管理運営内規」）第6条2項に基づいて「文學者之墓」に生前手続きをした正会員が止むなく退会する場合、また登録者である準会員が止むなく退会する場合も「文學者之墓登録者特別名簿（以下「特別名簿」）」に特別登録の手続きを必ずしなければならないことを定める。これは、生前手続きをすることにより「文學者之墓」墓碑に正会員名等が刻字され、削除は不可能となる特殊性、準会員の場合も同様に日本文藝家協会（以下「協会」）が、登録者、及び登録者死去後の家族及びそれに準ずる者と永続的に連絡を取る必要があるために設けるものである。

（特別名簿登録者の特典）

第2条 本内規第1条に定める登録者は、協会から「文學者之墓」墓前祭等、同墓に関する連絡を随時受けることができる。

（異動報告の義務）

第3条 この特別名簿に登録した者、及び登録者死去後の配偶者（家族）及びそれに準ずる者に死去その他の異動があった場合は、必ず協会に連絡しなければならない。

（手続き）

第4条 特別名簿登録者の埋葬等の手続きは、全て管理運営内規に準ずる。

（附則）

本内規は平成24年4月1日より施行する。

以上